

第6号議案

広域系統整備計画実施案に係るコスト等の調査の実施について

(案)

平成27年4月21日に検討を開始した東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画において、事業実施主体から提出される実施案の工事費、工期の妥当性を確認するため、当該業務を下記の通りコンサルタント会社に委託することにより実施する。

1. 契約書

別紙1のとおり

2. 契約先

有限責任監査法人トーマツ

3. 契約期間

平成28年2月10日から平成28年5月31日まで

4. 委託業務内容

広域系統整備計画実施案における工事費及び所要工期について、概算レベルとしての妥当性の調査をすることを目的として、同規模工事の調査分析等を行う。(詳細、別紙2のとおり)

5. その他

本件は早期に着手し完成させる必要があり、一般競争入札に付すことが困難なため、会計規程第22条第1項(2)に基づき、随意契約にて契約を締結する。

以 上

【添付資料】

別紙1：契約書(案)

別紙2：業務仕様書(案)

< 参考 >

【会計規定抜粋】

第 22 条 本機関の契約が次の各号の一に該当する場合には、前 2 条の規定にかかわらず、随意契約の方法によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札を許さないとき。
 - (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - (4) 前各号に規定する場合のほか、予定価格が少額の時又はその他本機関の事業運営上特に必要があるとき。
- 2 随意契約により契約を締結しようとするときは、原則として 2 名以上の者から見積書を提出させなければならない。